

答申第 15 号

平成14年2月4日

札幌市教育委員会

委員長 牧 口 準 市 様

札幌市個人情報保護審査会

会 長 道 幸 哲 也

札幌市個人情報保護条例第22条の規定に基づく諮問について（答申）

平成12年10月27日付，札幌教第771号をもって諮問のありました下記の件について，  
別紙のとおり答申します。

#### 記

札幌市教育委員会教育長が平成12年7月28日付けで行った「平成 年 月に学校教員が  
起こした審査請求人 に関する交通事故の報告書」の個人情報一部開示決定に係る審  
査請求

## 1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に係る「平成 年 月に学校教員が起こした私に関する交通事故の事故報告書」において、一部開示決定により非開示とされた部分のうち、「事情説明書」中の「3. 反省事項」の部分についてはそもそも本件請求対象個人情報には該当せず、非開示決定を取消すべきですが、その他の部分については非開示が妥当であります。

## 2 審査請求に至る経緯

本件審査請求に至る経緯は、次のとおりです。

### (1) 個人情報の開示請求

審査請求人は、平成12年7月14日付けで札幌市個人情報保護条例（平成7年条例第35号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、実施機関に対し、「平成 年 月に学校教員が起こした私に関する交通事故の事故報告書」について開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

### (2) 一部開示決定

本件請求に対し、実施機関は一部開示の決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成12年7月28日付けで審査請求人に通知した。

### (3) 審査請求

審査請求人は、平成12年9月19日付けで実施機関が行った本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき審査請求をした。

## 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりです。

### (1) 審査請求の趣旨

本件処分を取消すとの裁決を求める。

### (2) 審査請求の理由

ア 本件請求の対象個人情報の一部について開示をしない理由は、審査請求人との事故の事実とは、関連のないものである。

イ 非開示理由として挙げられているのは学校での問題であり、実際に関係しているにもかかわらず、審査請求人については何も触れていない。

#### 4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を要約すると、次のとおりです。

##### (1) 本件審査請求の対象となる個人情報について

ア 本件審査請求の対象となる個人情報は、本件請求に対し非開示とされた次の個人情報である。

(ア) 「事故報告書」中の「13. 事故に対する校長の所見」の記載部分

(イ) 「事情説明書」の全部の記載部分

イ 前記ア(ア)・(イ)の公文書を含む事故報告書は、学校職員が交通事故・体罰等の法令に違背する事故を起こした場合に校長が実施機関に報告するものであり、実施機関において、当該職員の懲戒処分等の身分取扱上の評価をするための調査資料である。

ウ(ア) 「事故報告書」中の「13. 事故に対する校長の所見」には、交通事故について、懲戒処分等の身分取扱上の調査資料として、校長の立場から事故に対する所見が記載されている。

(イ) 「事情説明書」は事実認定を正確に行うために事故を起こした職員に弁明の機会を与え、当該職員自らが事故の内容、事故後の経過と措置、反省等の事情を説明した資料であり、事情聴取記録に準ずる性格の文書である。

##### (2) 本件請求の対象個人情報の一部を非開示とする理由について

ア 条例第17条第2号の該当性について

当該情報は、学校職員の懲戒処分等の身分取扱上の評価の参考に供する目的で、その目的以外に用いられることがなく、他に知られないことを前提として、校長が当該職員に係る事故に関する評価を記した

ものであり，開示すると校長が記載を簡略化したり，ありのままの評価を記載することが著しく困難になるため，当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがある。

#### イ 条例第17条第3号の該当性について

懲戒処分等の学校職員の身分取扱に関する調査においては，他に知られないことを前提とした資料の提出や事情聴取が不可欠であり，このような過程での情報を開示すれば情報収集や評価が著しく困難になるため，事実認定の公正かつ適切な執行に著しい支障が生ずるおそれがある。

## 5 審査会の判断

### (1) はじめに

条例の解釈運用に当たっては，個人情報保護制度の目的を明記した第1条の趣旨を踏まえ，何人に対しても，本市が保有する自己に関する個人情報の開示及び訂正を請求する権利を十分保障する見地から適正にこれを行う必要があります。

当審査会は，個人情報の開示請求に対する実施機関の決定について，条例の目的，各条項の規定内容に照らしてその解釈が適法であるか，及びそれに基づく決定が妥当であるかを審査するものであり，その判断は条例により付与された権限の範囲で行うべきものであります。

そこで，当審査会は，以上の基本的な考え方に立脚して，本件審査請求に係る一部開示決定の妥当性について検討することにいたします。

### (2) 本件対象個人情報について

#### ア 本件審査請求の対象となる個人情報について

本件審査請求の対象となる個人情報は，本件請求対象個人情報のうち，全部開示された「現場見取図」と「交通事故証明書」以外の，平成 年 月 日付の 小学校長から実施機関に提出された「事故報告書」及び交通事故を起こした教諭から校長に提出された「事情説明書」(以下，「本件対象公文書」という。)中の審査請求人の個人情報であります(以下，「本件対象個人情報」という。)

## イ 本件対象公文書について

(ア) 教職員が交通事故等の法令に違背する事故を起こした場合は、札幌市立学校管理規則第30条第1号に規定する「職員に非行その他の義務違反があったとき」に該当し、同条本文に基づき、校長は、これを速やかに実施機関に報告しなければならないことされており、本件対象公文書は、この規定に基づき、実施機関に提出されたものであります。

また、当該報告を行う場合の様式は、「教職員に係る事故報告の手続きについて」(昭和59年5月19日 札教教第324号 札幌市立学校(園)長あて 教育委員会教育長通知)により定められており、本件対象公文書も基本的にこの様式により作成されております。

(イ) 本件対象公文書のうち、「事故報告書」には、提出年月日、あて先、提出した校長の氏名等の他、「1. 事故の種類」、「2. 事故発生年月日」、「3. 事故発生場所」、「4. 事故者」、「5. 被害者(事故相手)の氏名、勤務先(職業、学校)、年齢」、「6. 事故の概要」、「7. 事故の事実関係」、「8. 事故の原因及び防止策」、「9. 事故後の状況(事故後の経過と学校側のとった措置)」、「10. 前歴の有無」、「11. 事故者の平素の状況」、「12. 事故者の反省と事故後における事故者の状況」、「13. 事故に対する校長の所見」、「14. 示談成立の有無」、「15. 父兄間及びマスコミの動向」、及び「16. 刑事事件としての成立の有無」が記載されております。

また、「事情説明書」には、校長に提出した年月日、事故を起こした教諭の氏名等の他、「1. 事故の内容」、「2. 事故後の経過ととった措置」、及び「3. 反省事項」が記載されております。

## ウ 実施機関の一部開示決定について

実施機関は、本件請求に対し、本件対象公文書の中から、「事故報告書」中の「4. 事故者」の記載部分の一部、「10. 前歴の有無」の記載部分、「11. 事故者の平素の状況」の記載部分及び「12. 事故者の反省と事故後における事故者の状況」の記載部分を除いて、対象個人情報

を特定しております。

そして、当該個人情報のうち、「事故報告書」中の「13. 事故に対する校長の所見」及び「事情説明書」の全部を非開示とし、その他の記載部分を開示しております。

(3) 本件対象個人情報の範囲について

ア 本件対象公文書は、実施機関が当該事故の内容の的確な把握と当該教諭の身分取扱上の処遇を含めた適切な対応に資するために報告させているものであり、本件対象公文書の目的に照らせば、そこに記載されている情報の中には、審査請求人と当該教諭を当事者とする交通事故に直接関係する情報であるとは認められず、審査請求人の個人情報ではないものが記載されている可能性があります。

イ 次に、実施機関が審査請求人の個人情報ではないと判断した箇所について、それぞれ検討します。

(ア) 「事故報告書」中の「4. 事故者」中の「(4)校務分掌」及び「(5)所有免許状」並びに同種の事故に関する「10. 前歴の有無」並びに「11. 事故者の平素の状況」が当該交通事故に直接関係のない情報であることは明らかであり、審査請求人の個人情報とは認められません。

また、「事故報告書」中の「12. 事故者の反省と事故後における事故者の状況」には、交通事故を起こした教諭の反省事項が記載されており、これは、内心の状況という当該教諭に係る固有の情報というべきであって、交通事故とは直接関係する情報ではなく、審査請求人の個人情報とは認められません。

したがって、実施機関が前記の記載部分を、審査請求人の個人情報ではないと判断したことは妥当であると認められます。

(イ) しかし、「事情説明書」中の「3. 反省事項」は、本件対象個人情報であることを前提として非開示決定をされているものの一部であります。当該箇所には交通事故を起こした教諭の反省事項が記載されており、内心の状況という当該教諭に係る固有の情報というべきであって、交通事故に直接関係する情報ではなく、審

査請求人の個人情報とは認められません。

したがって、当該箇所については、本件対象個人情報として特定すべきではないところを、本件対象個人情報であることを前提として非開示決定を行ったものであると認められるので、当該非開示決定を取消した上、本件対象個人情報には該当しないことを理由として、改めて決定を行うことが相当であると判断します。

ウ そうすると、本件対象個人情報は、条例第17条第2号に該当するとして実施機関により非開示とされた「事故報告書」中の「13. 事故に対する校長の所見」の記載部分並びに条例第17条第3号に該当するとして実施機関により非開示とされた「事情説明書」中の「1. 事故の内容」及び「2. 事故後の経過ととった措置」の記載部分であると認められます。

#### (4) 条例第17条第2号の該当性について

ア 本号は、個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等を伴う事務に関する個人情報で、開示しないことが正当であると認められるものについては、非開示とすることができることを定めたものであります。

イ そこで、本件非開示情報をみると、「13. 事故に対する校長の所見」は、交通事故を起こした教諭の身分取扱上の処遇等の対応措置を講ずる上の参考に供する目的で、校長の立場から当該事故に対する総合的な見方または意見等の評価を記載したものであり、本号に規定する「評価...を伴う事務に関する個人情報」に該当すると判断するのが相当であります。

ウ ところで、実施機関の事故に対する調査の方法は、提出を受けた事故報告書を検討の結果、懲戒処分に該当するとの疑いがある場合に限り、実施機関が直接事故者をはじめ関係者から事情聴取を行う取扱いであることが認められます。

したがって、実施機関が事故に対し、学校職員の身分取扱上の処遇を含め適切な対応を行うためには、本件のように事情聴取が実施されない場合には、とりわけ学校運営上必要なすべての事務をつかさどるとともに、所属の職員の監督責任を負う校長の所見を参考にすること

が必要不可欠であり、「13. 事故に対する校長の所見」がその目的を達成するためには、校長が、事故や事故の影響に対する自らの総合的な見方や意見、事故の対応として特に留意すべき点を、関係者に顧慮することなく、ありのままに記載できる状況が確保される必要があります。

そして、他に知られないことを前提とした、このような調査の過程で収集された情報がそのまま開示されるとすれば、校長がそのことを意識して忌憚のない意見等を記載することを避けるおそれがあり、そもそも調査自体が円滑かつ効果的に実施できなくなるおそれも否定できず、その結果、事故に対し学校職員の身分取扱上の処遇を含め、適切な対応をなし得なくなるおそれがあると認められます。

そうすると、本件非開示情報を開示することにより、前記のような事態を招き、ひいては実施機関が行う教育行政の公正かつ適切な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるので、本号に該当すると判断します。

#### (5) 条例第17条第3号の該当性について

ア 本号は、開示することにより、本市又は国等が行う事務の目的が損なわれたり、事務の公正かつ適切な執行に著しい支障が生ずるおそれがある個人情報について、非開示とすることができる趣旨の規定であります。

そして、「事務の公正かつ適切な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるとき」とは、例えば、経費が著しく増大したり、事務事業の実施の時期が大幅に遅れて行政の質の著しい低下を来すもの、事務事業を実施しても、所期の成果が得られず、当該事務事業を実施する意味を失うと考えられるもの、事務事業実施のために必要な関係者の理解又は協力が得られにくくなるおそれのあるもの、その他これらに類する事項をいうと解されます。

また、本号は、本市や国等が行っているあらゆる事務事業のすべてにわたる包括的な規定であることから、その運用に当たっては、この条例の目的に従い、できるだけ限定して解釈し、厳格に運用する必要

があります。

イ そこで、本件非開示情報をみると、本件非開示情報は、事故を起こした教諭が、弁明のため事故の内容や事故後の経過ととった措置、反省事項を記載した「事情説明書」であります。

そして、本件「事情説明書」は、その内容を他には知られないことを前提として提出が求められたものであり、実施機関の調査の過程において収集された、事故を起こした教諭本人の事情聴取記録に準ずる性格を有するものといえます。

ウ ところで、実施機関が、学校職員の身分取扱上の処遇を含め、適切な対応を行うためには、当該学校職員から十分な事情の説明を受け、事実関係を的確に把握しなければならないことはいうまでもなく、その事情説明書の取得が目的を十分達成するためには、「事情説明書」を提出する者が自らの知見を関係者に顧慮することなく、ありのままに記載できる状況が確保される必要があります。

そして、このような事実関係の調査の過程で収集された文書がそのまま開示されるとすれば、提出者がそのことを意識して忌憚りの無い意見等を記載することを避けるおそれがあり、そもそも調査自体が円滑かつ効果的に実施し得なくなるおそれも否定できず、その結果、実施機関として事実関係を的確に把握し、学校職員の身分取扱上の処遇を含め、適切な対応をなし得なくなるおそれがあると認められます。

そうすると、本件非開示情報を開示することにより前記のような事態を招き、ひいては、実施機関が行う教育行政の公正かつ適切な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるので、本号に該当すると判断します。

(6) 終わりに

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断します。

## 6 審査会の審査経過

本件審査請求についての当審査会の審査経過は、次表のとおりです。

年 月 日	審 査 経 過
平成12年10月31日	諮問書及び実施機関の一部開示理由説明書を受理
平成13年10月22日 (第59回審査会)	審議(事案の経過・概要等) 実施機関から意見を聴取
平成13年11月26日 (第60回審査会)	審査請求人から意見を聴取
平成14年1月22日 (第61回審査会)	審議
平成14年2月4日	答申

(参考)

札幌市個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順)

氏名	職	備考
大西 有二	北海学園大学法学部教授	
常本 照樹	北海道大学大学院法学研究科教授	
道幸 哲也	北海道大学大学院法学研究科教授	会長
原 敦子	弁護士	会長職務代理
村上 裕章	北海道大学大学院法学研究科助教授	